

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト
(第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料7-8
提出年月日	令和5年7月12日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-04	1	48-12) ダクト開放機構が開放するが、現状の構文では、再循環ユニットが開放する表現になっているので、記載を適正化すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.14 ヒアリング	ダクト開放機構が開放する表現となるよう、以下のように修正しました。 (旧) 想定される重大事故等時において、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動作動するダクト開放機構を有するC、D-格納容器再循環ユニットが、原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで、 (新) 想定される重大事故等時において、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動作動するダクト開放機構が、原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで、	第494回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p.48-3,5 第494回ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-6,12	
230314-06	2	原子炉補機冷却設備/原子炉補機冷却水設備の使い分けを整理し説明すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.14 ヒアリング	「原子炉補機冷却設備」という設備区分の中に、「原子炉補機冷却水設備」と「原子炉補機冷却海水設備」の区別があることを明確に表現するため、両設備の識別が必要な箇所は、 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却海水設備 と記載しました。	第494回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p.48-3~6,8 第494回ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-6~9,12~15,18	
230314-07	3	48-21) 非常用炉心冷却設備の高圧注入系で発生した熱について、48-8では高圧注入系「の機器」で発生した熱となっていることから、記載を統一すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.14 ヒアリング	本記載は、高圧注入系のポンプモータ等で発生した熱の除去を意図していることから、「の機器」を追記しました。	第494回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p.48-3~6,10 第494回ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-14,21	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-09	4	48-33) タービン動補助給水ポンプの駆動蒸気入口弁の詳細について図面に反映すること。	R5. 3. 14	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁上流に並列で2個設置されている電動弁を、系統概要図に反映しました。	第494回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48 r. 4. 2）』 p. 48-17 第494回ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48-9 r. 4. 2）』 48-33	
230314-10	5	48-34) 可搬型大型送水ポンプ車からのラインが第一ルート、第二ルートに分かれた記載について、先行実績含めて記載が適切か確認すること。	R5. 3. 14	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	「第一ルート」、「第二ルート」の記載は、敷設ルートを2ルート確保していることを示すために表記していましたが、優先順位を示しているような誤解を招く表現となっていたため当該表記を削除しました。	第494回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48 r. 4. 2）』 p. 48-18, 19 第494回ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48-9 r. 4. 2）』 p. 48-34, 35	
230414-07	6	比較表48-16ページ, SA全般) 位置的分散を考慮した場合「原子炉建屋に設置」の表現は周辺補機棟等の情報を補足し、設置許可申請書として整合した建屋区分を考慮した記載にすべきか検討し、必要に応じて修正し説明すること。	R5. 4. 14	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	「原子炉建屋」は、「原子炉格納施設」、「周辺補機棟」及び「燃料取扱棟」で構成されることから、周辺補機棟と原子炉格納容器で位置的分散をしていることを示す場合に「原子炉建屋」と記載していた箇所を「周辺補機棟」に見直しました。	第533回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48 r. 6. 1）』 p. 48-7, 8等 第533回ヒアリング 資料2-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48-9 r. 6. 1）』 p. 48-16, 18等	
230515-39	7	比較表 48-11-15ページ) 系統圧損について、「ダクト（含むファン）」との記載があるが、ファンの圧損を具体的にどのように考慮しているのかを整理して説明すること。	R5. 5. 15	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	ファンの圧損は、ダクトの圧損と同一の計算式により算出していることから、比較表 P. 48-11-18にダクトの圧力損失評価にファンも含めて評価していることがわかるよう追記しました。	第533回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 48条（SA48H r. 6. 1）』 p. 48-11-16 第533回ヒアリング 資料2-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 48条（SA48H-9 r. 2. 1）』 p. 48-11-18	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。